

1. 居住誘導区域等における災害リスク分析

本市の居住誘導区域については、浸水想定区域<sup>※</sup>や土砂災害警戒区域<sup>※</sup>・土砂災害特別警戒区域<sup>※</sup>といった、災害リスクのある区域は除外して設定していますが、震災等の災害も想定されることから、誘導区域内での避難場所の確保が必要です。

表－本市における災害リスクの状況

法規制	指定状況	想定される災害リスク
浸水想定区域	○市街化区域内には指定されていません。 ○市街化調整区域については、久慈川及び那珂川沿岸に指定され、浸水想定区域内に位置する集落もあります。	○大規模降雨等に伴う雨水、出水による浸水が想定されます。 ○浸水災害時において、避難場所の確保が必要となると考えられます。
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	○市街化区域のうち、瓜連市街地北部の一部に指定されています。	○土砂災害により、区域内の市民、家屋が被災する可能性があります。
大規模盛土造成地 <sup>※</sup>	○市内には 14 箇所確認されており、このうち居住誘導区域には、平野台地区の一部に 8 箇所あります。	○滑動崩落が生じるおそれ大きい盛土の場合は、地震のほか、降雨による地下水位の変動等が要因の一つとなり、被災する可能性もあります。

※浸水想定区域

水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、水深、浸水継続時間等を示した区域。

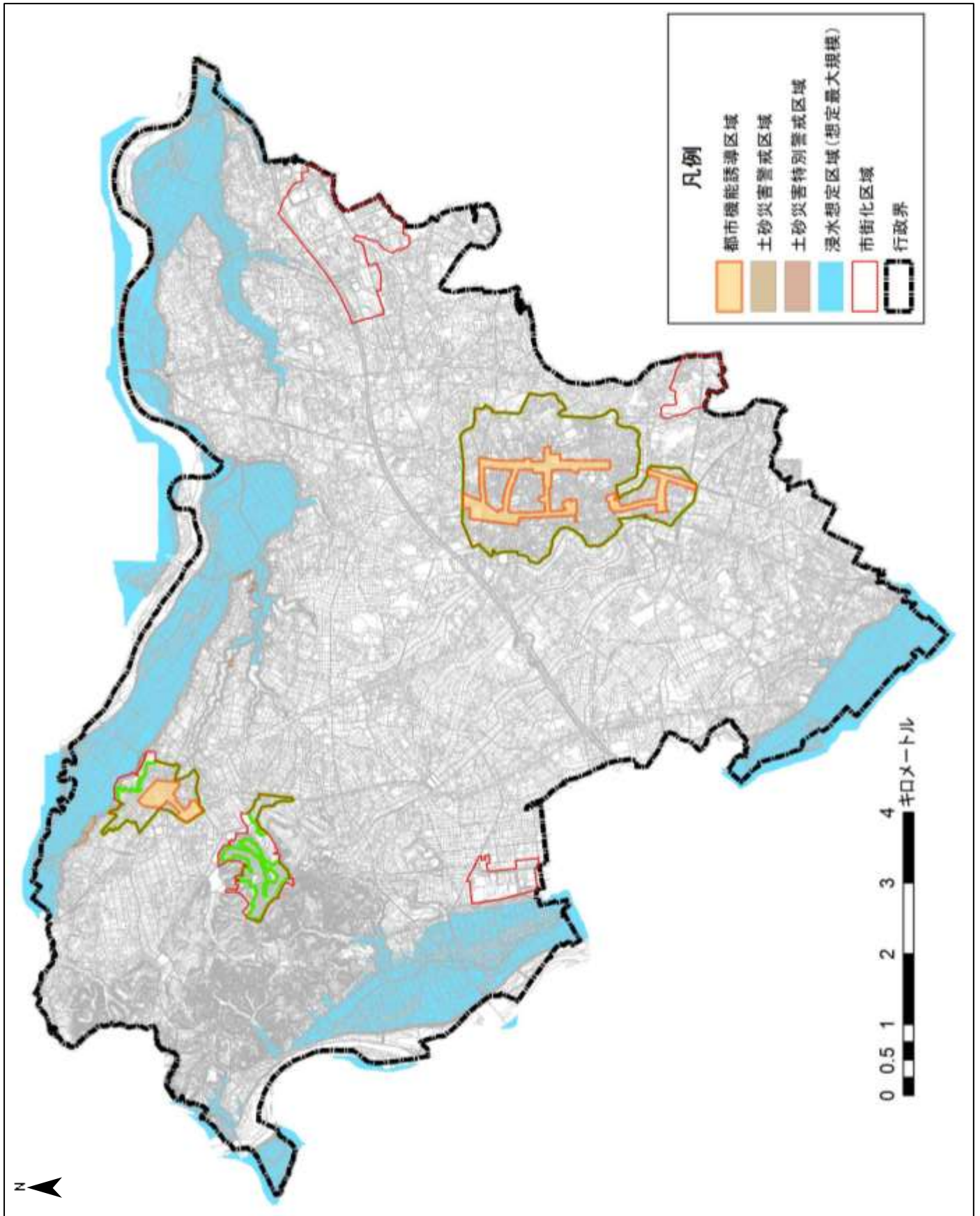
※土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づく基礎調査の後、法に定める「警戒避難体制の整備」「特定開発行為に対する許可制」「建築物の構造規制」などの措置を行う区域。

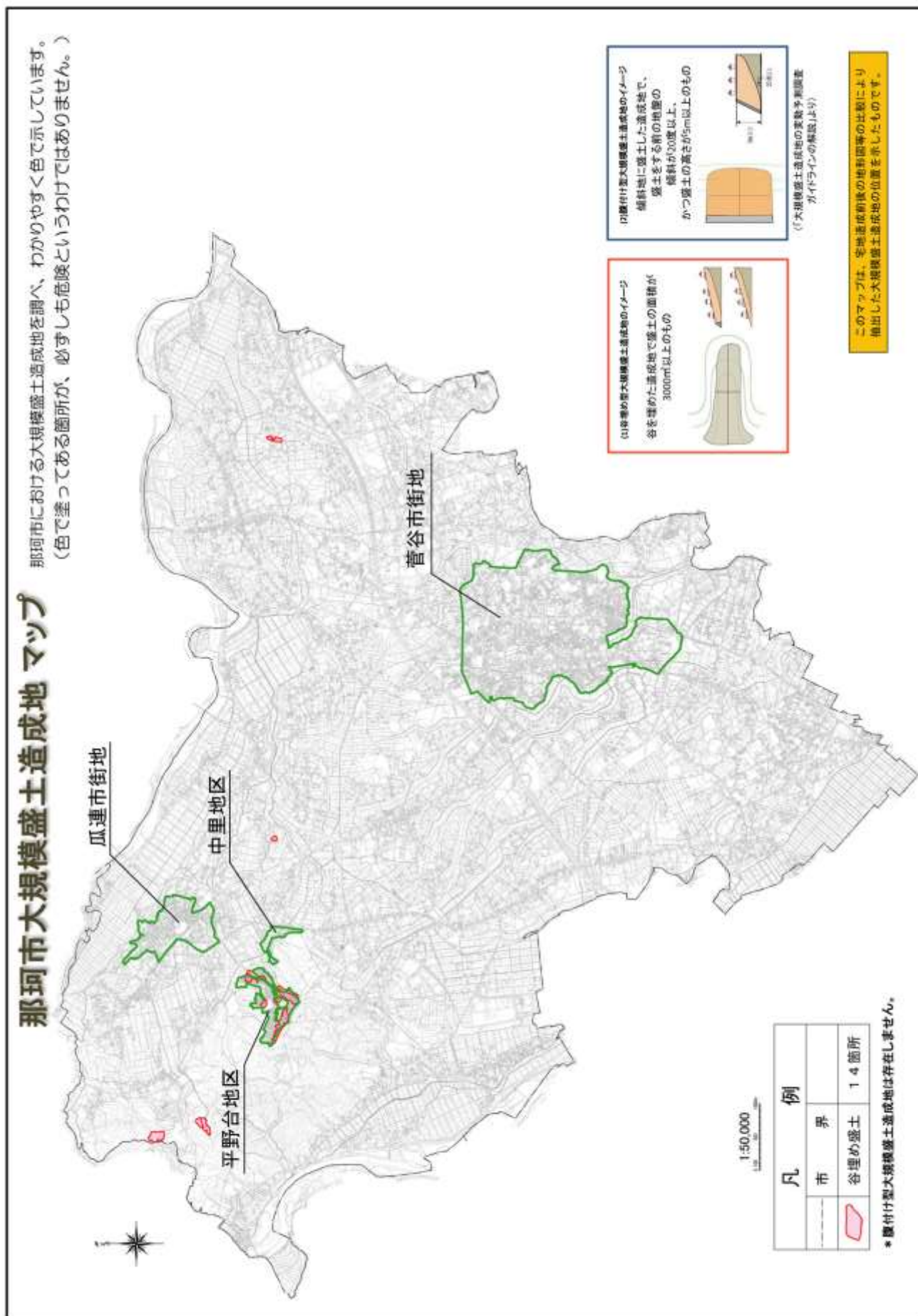
※大規模盛土造成地

宅地造成を行った際に、谷や沢を埋めて盛土をした面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の造成地、若しくは高さが 5 m 以上かつ勾配が 20° 以上の腹付け盛土をした造成地。

図－土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域の状況



図－大規模盛土造成地の状況





## 2. 大規模盛土造成地の調査状況

2021年（令和3年）度までに第2次スクリーニング※等を実施し、13箇所の大規模盛土造成地については、滑動崩落が生じるおそれ小さいと判断され、残りの1箇所についても、現時点では対策工を講じる必要性は低く、今後も継続的な変状観察を実施し、状況に応じ対策を含めた検討を行うこととします。

※第2次スクリーニング：盛土造成地の現地調査を行い、地形や土質等を把握した上で安定計算を実施する調査。

## 3. 防災まちづくりの取組方針

本計画での居住誘導区域の設定にあたっては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は除外して設定していますが、大規模盛土造成地については平野台地区にあります。

このようなことから、本計画における防災指針については、防災対策の充実、災害発生時の避難者収容の確保を基本的な方針として設定し、次に示すようなハード・ソフト両面からの施策を実施します。

## 4. 具体的な取組

次に挙げられている取組は、災害リスクを低減するものであり、市が実施主体となります。

### (1) ソフト事業

防災・減災等に関する情報の提供、避難対策等について、関係部署と連携を図りながら、次のような取組について検討を進めます。

項目	内容	実施時期の目標		
		短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期 (それ以降)
防災・減災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃からの災害への備えや危険箇所等についての理解を深めるため、市民に対して防災パンフレットの配布、防災情報の提供に取組みます。</li> <li>○浸水想定区域等は土地の取引にも影響を及ぼすことから、不動産業者に対しても積極的に周知を行います。</li> <li>○浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の住民に対しては、近傍での避難所及び避難場所の確保・誘導を図るとともに、市街化区域内の避難所及び避難場所においても収容することとします。</li> </ul>	----->		
リスクコミュニケーションの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時の地域コミュニティでの共助機能の充実を図るため、地域における防災活動や安全・安心なまちづくりに向けた取組に対する支援を行います。</li> </ul>	----->		
大規模盛土造成地のモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経過観察を要する大規模盛土造成地は、土地の形状についての観察やモニタリング等、滑動崩落の防止に向けた取組を検討します。</li> </ul>	----->		

## (2) ハード事業

災害に強いまちづくりに向けて、関係部署と連携を図りながら、次のような取組について検討を進めます。

項目	内容	実施時期の目標		
		短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期 (それ以降)
公共施設等の耐震化・長寿命化の推進	○公共施設については、耐震調査や長寿命化計画に基づき、財政状況を考慮しながら、整備・改修について検討します。	----->	----->	----->
避難施設の整備・充実	○避難施設となる居住誘導区域内の公共施設については、関連施策との連携を図ります。	----->	----->	----->
	○第四中学校区にコミュニティセンターの整備を進めます。	----->		

## (3) 関連施策と連携した防災まちづくりの推進

市が講じるべき防災対策について関連施策との連携を図るため、各種計画との整合性確保について調整を図ります。

項目	内容	実施時期の目標		
		短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期 (それ以降)
国土強靱化計画との連携	○強靱な地域づくりに向けた国土強靱化計画に位置づけられた施策と連携した施策の実施を検討します。	----->	----->	----->
地域防災計画との連携	○地域防災計画で示された災害予防、応急対策、復旧・復興計画等と連携した施策の実施を検討します。	----->	----->	----->
都市基盤整備との連携	○市街地内の浸水を防止するため、雨水排水、雨水貯留施設等の整備を検討します。	----->	----->	----->
福祉施策との連携	○災害時の要配慮者の避難対策との連携について検討します。	----->	----->	----->
治水対策との連携	○河川管理者、流域市町村等と連携した総合的な治水対策の推進を検討します。	----->	----->	----->